

静岡県歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

静岡県では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、歩道橋に愛称（企業名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、歩道橋に企業名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、道路行政への経済的支援、歩道橋その周辺の清掃美化活動などを通じた社会貢献を行うことができます。

2 募集概要

（1）ネーミングライツを対象とする歩道橋

原則として静岡県が管理する歩道橋すべて（別表1）を対象とします。

ただし、以下のものは対象外とします。

ア．すでにネーミングライツパートナーが決定している歩道橋

イ．管理上支障となる歩道橋

ウ．その他愛称を標示することが適当でないと県が認めた歩道橋

（2）ネーミングライツ料

歩道橋1橋当たり年額20万円以上（消費税は別途）

（3）契約期間

3～5年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があれば優先交渉権を付与します。なお、契約更新の際には、原契約の内容（ネーミングライツ料等）にかかわらず、更新年度の募集要項に記載された基準を満たせば、更新を可能とします。）

（4）愛称の使用開始予定日

両者の協議により定められた愛称の使用開始日

（5）命名条件等

ア．ネーミングライツパートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に愛称を標示することができます。愛称の末尾には原則として「歩道橋」の文字を含むものとします。使用可能な愛称の例は下の表のとおりです。

使用可能な愛称（例）	使用不可能な愛称（例）
会社名、商号、商品名	ロゴマーク、矢印・距離等の交通案内

イ．愛称標示の位置は、原則歩道橋の右半分の中央とします。また、既設の信号・標識等から50cm以上間隔をあけるものとします。

ウ．愛称の表示面積は、最大可視面積が5㎡までとします。（両側に設置する場合は、それ

ぞれ 5 m²までとなります。)

- エ. 標示する文字の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1 文字当たり最大で 30 cm 角までとします。また、愛称は二行書とせず、一行で記載してください。
- オ. 文字の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色は使用できません。
- カ. 提案された愛称（文字フォントや文字色等を含む）は、本県が交通管理者と協議したうえで、交通の安全等を考慮してデザインの変更を求めることがあります。
- キ. 本県及び各市町では、屋外広告物条例を制定しております。それら条例に抵触がないよう愛称をつけたい交差点が決まった場合には、道路管理者と相談してください。
- ク. ネーミングライツパートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができます。
- ケ. 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

（6）地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該歩道橋やその周辺における清掃美化活動など、当該歩道橋の地域貢献の場として活用する提案を期待します。

（7）費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を除去する費用は、すべてネーミングライツパートナーが負担します。また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合や歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。なお、横断歩道橋への愛称標示及び愛称除去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工するものとします。

（8）応募資格

次のいずれにも該当しない法人等とします。

- ア. 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- イ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- ウ. インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- エ. 消費者金融・高利貸しに係るもの
- オ. たばこに係るもの
- カ. ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く）
- キ. 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- ク. 興信所・探偵事務所
- ケ. 民生再生法又は社会更生法による再生又は更生手続中のもの（ただし、再生又は更生計画が認可されたものはこの限りではない）

- コ. 県の入札参加停止措置若しくは指名停止措置を受けているもの、県の指名停止要項に該当する行為を行ったものまたは不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
 - サ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
 - シ. 県税その他の租税を対応しているもの、又は正当な理由なく県に対する債務を履行していないもの
 - ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの
- (9) その他
- ネーミングライツを実施するに当たって、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らすことはできません。

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア. 静岡県ネーミングライツ提案書（様式 1 号）
- イ. 法令順守に関する取り組み実績（様式 1-2 号）
- ウ. 会社概要（様式 2 号）
- エ. 誓約書及び役員等名簿（様式 3）
- オ. 会社概要書（パンフレット等）
- カ. 直近 3 か年の決算報告書
- キ. 定款、寄附行為若しくは規約
- ク. 印鑑証明書
- ケ. 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- コ. 直近 1 年分の納税証明書（提出日において発行の日から 3 か月以内のものに限る）
 - ・静岡県税の未納がないことの証明書（県内に事業所等を有する場合）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ. その他提案内容に関する資料（必要な場合は適宜）

(2) 提出部数

1 部

(3) 受付期間

令和 7 年 11 月より随時、提案を受け付けます。

(4) 提出先

- ア. 持参の場合
 - ・静岡県交通基盤部道路局道路保全課
 - （静岡市葵区追手町 9-6 本館 2 階）
- イ. 郵送の場合

・〒420-8601 静岡県葵区追手町 9-6 交通基盤部道路局道路保全課

(5) 質問事項の受付

提案にあたって質問がある場合は、メール又は電話にて受け付けます。

メール：douho@pref.shizuoka.lg.jp

※件名は“ネーミングライツに関する質問”としてください。

電 話：054-221-3025

(6) 提案にあたっての費用負担

提案に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(7) 留意事項

ア. 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

イ. 提案書は、選定する以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの提案書等については、県は広報活動等において使用できるものとします。

ウ. 提案書は、静岡県歩道橋ネーミングライツパートナー選定委員会へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的で必要に応じて複製することがあります。

エ. 提案書の変更、差し替え、再提出及び返却に応じません。

オ. 情報公開請求があった場合には、静岡県情報公開条例に基づき公開することがあります。

カ. 書類提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

キ. 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は応募者が負うことになります。

ク. 応募者は同一の県有施設において複数の提案を行うことはできません。

ケ. 公募に際し、県が提示する資料は、事業の提案を行い目的以外の目的で使用することはできません。

4 提案受付の告知

提案受付後、県のホームページ等で提案を受け付けた旨を概ね1ヵ月告知して、対象となる歩道橋について、競合する提案がないことを確認した後、選定に入ります。

5 優先交渉権者の選定方法

(1) 優先交渉権者

優先交渉権者とは、ネーミングライツ契約について、他者より優先的に県と交渉できる権利を有する者をいいます。

(2) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、県が別途開催する静岡県歩道橋ネーミングライツパートナー選定委員会の意見を踏まえて県が選定します。

(3) 選定基準

別添「評価項目・基準」をもとに、優先交渉権者を選定します。

なお、応募が1者の場合はこの限りではありません。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア. 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ. 提出書類に不備がある場合
- ウ. 募集要項等に定める応募資格を満たしていない場合
- エ. 法令、例規に違反する客観的事実が認められる場合
- オ. 応募金額が最低募集金額未満の金額である場合
- カ. 契約要項等に定める「愛称の条件」に合致していない場合
- キ. 契約期間が県の希望する期間未満である場合
- ク. その他重大な不正行為があった場合

(5) 選定結果

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

6 協議及び契約

(1) 協議及び契約

上記の選定方法により選定されたネーミングライツパートナー候補者との最終的な協議を経て、県とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

(2) ネーミングライツパートナーの告知

ネーミングライツパートナーと契約を締結した後、契約者名、歩道橋の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

7 契約の解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーの事情、瑕疵、社会的信用を損なう行為等により県若しくは歩道橋のイメージが損なわれた場合、又は、ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなった等により、契約の継続が困難であると判断した場合には、県は契約を解除することができる。

この場合、年度途中のネーミングライツ料の返還は行わず、原状回復等に必要な全ての費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、県はその責任を負いません。

8 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担

や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うことになります。

(2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 愛称の普及

県は可能な限り愛称を使用するとともに、報道機関や利用団体等の関係機関に周知を図るものとします。

10 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度4月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については、県が指定する日までに行うこととします。（分割払いはできません。）

11 問い合わせ先

静岡県交通基盤部道路局道路保全課防災安全班

- ・住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
- ・電話 054-221-3025
- ・メール douho@pref.shizuoka.lg.jp